

南越前町 森林整備計画変更計画書

計画期間
自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

令和 6 年 3 月

福井県
南条郡南越前町

計画変更の理由

1 変更理由

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、南越前町森林整備計画の一部を変更する。

2 変更始期

令和6年4月1日から適用する。

3 変更項目

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 および当該区域内における施業の方法

（1）区域の設定

（2）施業の方法

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

目 次

	ページ
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P 1
1 南越前町における森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	P 4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	P 6
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準	P 10
1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	P 12
1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域における森林施業の方法	
2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	

- 第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項 P 2 8
- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 P 2 9
- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 P 3 0
- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項 P 3 4
- 1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- Ⅲ 森林の保護に関する事項
- 第1 鳥獣害の防止に関する事項 P 3 5
- 1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 P 3 6
- 1 森林病虫害等の駆除および予防の方針および方法等
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 P 3 8

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 P 3 9

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 針広混交林化に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 南越前町における森林整備の現状と課題

本町は、日本海に面し、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、越前市と接する福井平野の南端部、池田町、岐阜県、滋賀県、敦賀市と接する日野川上流の山間部と越前町、敦賀市と接する日本海沿岸の海岸部からなり、中央部を日野川が北流し、それに沿ってJR北陸本線、国道365号、北陸自動車道が南北に縦断している。

本町の総面積は34,369haであり、林野面積は31,453haで総面積の91.5%を占めている。民有林面積は24,922haで、その内スギを主体とした人工林の面積は8,882haで、人工林率は35.6%となっている。その中で、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されておらず、「育てる林業」から木を伐って使う「儲ける・稼げる林業」へと変えていく必要がある。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生活活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、さらには大径木の広葉樹が成育する天然生林まで多種多様な構成となっており、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっている中で、以下のような課題がある。

- (1) 35年生以下のスギの人工林が多く、森林の持つ公益的機能も求められていることから、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。
- (2) 森林レクリエーション等保健機能の高い広葉樹林帯については、森林とのふれあいの場として利活用が期待されている。
- (3) 木材の有効利用を図る計画的な路網整備を行うことにより、林内整備を図ることが必要である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化または木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、森林資源の現況や路網の整備、社会的要請などを総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、南越前町内の森林を「木材生産機能林」、「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮する上で、望ましい森林の姿については次の

とおりである。

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備および保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件および社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林および木材生産機能林の5つの区域に区分し、重視すべき機

能に応じた森林区分ごとの整備推進方向を下記のとおりとする。

項目	水源涵養機能林 山地災害防止機能林	生活環境保全機能林 保健文化機能林	木材生産機能林
○基本方向	・高齢級の森林への誘導および伐採に伴う裸地面積の縮小・分散	・自然環境等の保全・創出	・効率的・効果的な木材資源の活用
○主な施業と誘導方向 (育成単層林)	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(里山等の緩傾斜、高生長量)は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(緩傾斜、高成長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理
(育成複層林)	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理	・都市近郊や里山林等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導
(天然生林)	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助や植栽など適切に保全・管理	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」、と木材生産機能の発揮を主目的とした「資源循環の森」に大別することとし、

- ア 育成単層林における保育・間伐および主伐・再生林の積極的な推進
- イ 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- ウ 天然生林の適正な保全・管理
- エ 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- オ 森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

環境保全の森および資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係は次のとおりとし、その区域を参考図として図示する。

ア 環境保全の森

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

イ 資源循環の森

○木材の持続的な生産を主目的とする次の基準(目安)をすべて満たす人工林

- ・ 標高 800m未満 (スギの場合。樹種により異なる。)
- ・ 傾斜 35 度未満
- ・ 林道からの距離 500m未満
- ・ 普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林は「資源循環の森」としていく。

(参考) 各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全の森	・ 木材生産機能林	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・ 水源涵養機能林	・ 主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・ 山地災害防止機能林	・ 主として山地災害防止／土壌保全機能の維持発揮を図る森林
	・ 生活環境保全機能林	・ 主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・ 保健文化機能林	・ 主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源循環の森	—	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する。)

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町に森林を有する県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進および木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下記のとおりである。

標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるためのものではない。また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない

林齢で主伐する場合には、当該森林の立地条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断する。なお、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ	ブナ・ミズナラ	その他広葉樹
40年生	45年生	40年生	65年生	25年生

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとし、施業の方法については、次に示すとおりとする。

（1）育成単層林施業

育成単層林施業については、標高が概ね900m以下の人工林、概ね30年生以下のクスギ、コナラなどからなる単層林および人工造林によって高い林地生産力が期待される林地、また、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行なうことが適当である天然生林等を対象として、下記に示す育成単層林施業の標準的な方法に従って実施する。

ア 主伐に当たっては、自然的条件および公益的機能の確保を考慮し、1箇所当たりの伐採面積は、概ね20ha以内とするとともに、伐採箇所についても努めて分散するものとする。林地の保全、風致の維持などの観点から、特に尾根筋、河川沿い、公道および林道周辺では片側20m程度を保護樹林帯として設置するものとする。その他の地区については、必要に応じて設置するものとする。

イ 主伐時期については、胸高直径がおおむね下表に掲げる値となる時期を目安とする。

樹 種	生産目標	期待胸高直径(cm)
スギ	小丸太 一般建築材	34
	一般建築材 心去造作材	40
ヒノキ	心持材 造作材	31

ウ 皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積および伐採箇所はアに準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存などについて配

慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため 11 月から 3 月の間に伐採を行うものとする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業について、下層木として植栽木や天然更新した広葉樹などが生育している人工林、ナラ類からなる天然林などであって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次に示す育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

ア 主伐に当たっては、複層林状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえて森林を構成している樹種、林分構造などを勘案して選木を行うものとする。

イ 択伐は、伐採に当たって、適正な蓄積が維持される繰り返し期間および択伐率（支障木を含めて）50%以内とするものとする。

ウ 帯状伐採などによる場合は、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

(3) 天然生林施業

天然生林施業については、野生生物の生息地周辺、尾根筋や沢筋などであって、かつ天然力を活用することで維持される天然生林を対象とし、現地の状況に応じ、天然下種更新法や地かき処理といった更新補助作業を行うものとする。1 箇所当りの伐採面積および伐採箇所は、育成単層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林および天然更新の対象樹種は、次項の2(1)下表に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壤を除く。）、ヒノキは、斜面中～上部を基本として選定するとともに、本町の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない特定苗木や無花粉・少花粉スギなど、各種花粉の少ない苗木の利用に努めるものとする。

〔人工造林の対象樹種〕

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ	カシ、クヌギ、ナラ類、ケヤキ等

なお、上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、在来種を中心に選定し、林業普及指導員または本町担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下記に示す本数を標準として決定する。

なお、次の事項に該当する場合はあらかじめ丹南農林総合事務所林業普及指導員または当町担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

(ア) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合

(イ) 針広混交林を造成する場合などで定められた標準的な植栽本数の範囲未満で植栽しようとする場合

[人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数]

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽方法 (本/ha)
スギ	中仕立て	2,500
ヒノキ	〃	2,500
広葉樹	〃	2,500 ~ 10,000

なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的の応じた適切な本数とするものとする。

この際、低密度植栽の推進等の観点から、スギ等については、1ヘクタール当たり2,000~2,300本のより低コストな植栽を検討するものとする。

イ その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

[その他人工林の標準的な方法]

区 分	標準的な方法
地 拵 え の 方 法	等高線沿いに堆積する全刈り筋置きを原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植 付 け の 方 法	長方形植えまたは三角植えとし、植付けは丁寧植えとする。
植 栽 の 時 期	10月から11月の秋植えまたは4月の春植えとする。

ウ その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森については、特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一環作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新は、次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止する観点から、原則として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えないものとする。
--------------	---

※植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の成育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林について行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の樹種の選定に当たっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採および帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

天然更新の対象樹種	高木性の在来樹種全般
萌芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、コナラ、クリ、ケヤキ、タブノキ等

(2) 天然更新補助作業の標準的な方法

萌芽更新については、伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根または地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、芽かきを行うこととする。

天然下種更新については、笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこととする。また、発生した稚幼樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植込みを行うことで天然下種更新を確実にを行うよう努めることとする。

天然更新による対象樹種の期待成立本数および、標準的な天然更新補助作業の標準的な方法は次表に示すとおりとする。

- ※1 天然下種更新：天然下種とは、母樹等から飛散した種子を作業対象地に着床させ発芽・成長させることにより更新を期待する作業。
- ※2 萌芽更新：育成しようとする樹木を伐採し、その根株からの萌芽を促して育成しようとする樹木を成立させるために行うもの。

ア 天然更新対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
高木性の在来樹種全般	10,000本/ha

立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数 3,000本/ha以上）を基準とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	笹や粗腐植の堆積により、更新が阻害されている箇所については、かき起し等を行い、種子の定着および発育の促進を図るものとする。
刈り出し	稚樹の生育が笹などの下層植生によって阻害される箇所については、稚樹の周囲を刈り払い、成長促進を図るものとする。
植え込み	更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり3～5本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年を越えないものとする。天然更新の完了確認は、福井県天然更新完了基準（平成27年10月改定）に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植え込みまたは追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

種子を供給する母樹が存在しない森林や、天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林については、天然更新ではなく人工造林により確実に更新を行うこととする。原則として、下表に掲げる森林について、皆伐後必ず植栽を行うものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

ただし、第4の1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

また、電力会社（電気事業法第3条および第27条の4に基づき許可を受けた一般送配電事業者および送電事業者または同法第27条の27に基づき届け出た配電事業者）による線下伐採については、土地の利用目的等の理由から、伐採後における当該区域の管理が適正に行われることを前提として、本計画における天然更新の完了

基準、伐採跡地の天然更新をすべき期間の対象外にすることとする。ただし、施設の撤去等で利用目的が失われた場合は、人工造林等により当該区域の速やかな更新を求めることとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
南条地区 1～62 林班 今庄地区 63～385 林班 河野地区 386～480 林班	上記 (1) の基準に照らし、天然更新が期待できない森林に限る。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合 1 の (1) による。

イ 天然更新の場合 2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2 の (2) のア 天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

5 その他必要な事項

特になし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

間伐および保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、間伐および保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐および保育作業について適切な時期および方法により実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から「環境保全の森」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数

とするものとする。

[平均的な間伐の実施時期の間隔年数]

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						標準的な方法		備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	時期	間伐率	
スギ	中仕立て	2,300～ 2,500	15	20	25	30	35	45	1回目 2回目 3回目	10% 14% 17%	間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等を主として左記の間伐率を目標とする。
ヒノキ	中仕立て	2,300～ 2,500	15	20	25	30	35	45	4回目 5回目 6回目	27% 27% 25%	

※材積に係る伐採率は35%以下とする。

林分の生育状況により判断するが、次の表を参考に決定する。

-標準伐期齢未満（人工植栽によるもので樹種を問わない）	おおむね10年
標準伐期齢以上（人工植栽によるもので樹種を問わない）	おおむね15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

[保育の作業種別の標準的な方法]

保育種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数								標準的な方法
		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	
値踏み	スギ ヒノキ	2年生								融雪直後に植栽木の根元に、土をかけてよく踏み固める。
下刈	スギ ヒノキ	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生		植栽の翌年から年1回を原則とし、雑草繁茂の著しい所は、2回刈りを実施する。1回刈りは7～8月、2回刈りは1回目6月、2回目8月を基準とする。 ※4回目以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪起し	スギ ヒノキ	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	10年生	3年生から、融雪後直ちに実施する。
除伐	スギ ヒノキ	13年生	18年生							13年生から、間伐までの間に植栽木の生育が阻害されている箇所、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、10月頃を目安とする。
枝打ち	スギ ヒノキ	13年生	17年生	25年生	30年生					13年生から、4回程度実施する。病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材をえるために行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。
つる切り	スギ ヒノキ	10年生	18年生							下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、7月頃を目安とする。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林であり、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林の区域の基準に基づき、第1の2に示す森林の区分のうち「水土保持林」および「森林と人との共生林」に区分して区域を定めるものとする。

なお、公益的機能別施業森林（「水土保持林」および「森林と人との共生林」）以外の森林の区域が、第1の2に示す森林の区分のうち「資源の循環利用林」の区域に該当する。

1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域における森林施業の方法

- (1) 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林および地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の発揮を重視すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図ることとする。次表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表2により定めるものとする。

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮の必要のある森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

[森林の伐採齢の下限]

区 域	樹 種	
	ス ギ	ヒノキ
水源涵養機能林 (特に機能の発揮の必要のある森林)	50年 (おおむね80年)	55年 (おおむね90年)

- (2) 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

(土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)

ア 区域の設定

次の(ア)～(ウ)の森林など、土地に関する災害の防止および土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

(ア) 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壌の保全機能の維持増進を図る森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。山地災害防止機能の維持増進を図るため、下層植生の維持を図り適正な間伐または保育を行い、根系の発達を確保することを主眼として、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小および分散を基本とした森林施業を行うものとする。

(イ) 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林）

日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響および騒音や粉じん等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

(ウ) 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図る森林）

優れた自然景観等を形成する保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林または地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成および配置状況、地域住民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

イ 施業の方法

次の①から③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、(ウ)の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、(イ)の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、(ア)の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は（エ）の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

- ① 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所または山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林。
- ② 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上の時期とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採する。

[長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限]

区 域	樹 種	
	ス ギ	ヒノキ
山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林	おおむね80年	おおむね90年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成に当たっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、下層木の植栽、または天然更新により実施する。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年

度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。なお、天然更新を選択した場合は、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあつては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業または植栽を実施する。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として第2の1項に定める。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。

(ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ)の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とし、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。ただし、材積伐採率についてはいずれも30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下)とする。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定する。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行う。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、または、その状態を維持するため、伐採を促進する。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行う。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行う。

2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材生産機能林

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、当該区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、標高等の自然条件ならびに林道からの距離等の社会的条件において施業が有利な地域については、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として別図により定める。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は「特に効率的な施業が可能な森林」から除外するものとする。

- ア 現況が広葉樹林等で、植栽によらず的確な更新が可能な森林
- イ 送電線下の線下伐採等、公共インフラの用に供する森林
- ウ 県有林等で分収造林契約等により施業方法が定められている森林

(2) 施業の方法

木材生産機能林

木材林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林においては、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

[別表 1]

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能林（水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）		概要図参照	24,673.20
土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	（ア）山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	概要図参照	123.77
	（イ）生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	—	—
	（ウ）保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	概要図参照	256.53
木材生産機能林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）		概要図参照	19,359.10
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域		概要図参照	1,500.29

[別表 2]

区 分	施業の方法	森林の区域			面積(ha)
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	概要図参照			22,950.65
	長伐期施業を推進すべき森林	大字	字	地番	1,977.98
牧谷	115 字筆黒谷	4-2、4-4、4-5			
	116 字寺谷線	6-10、6-11、3-4、4-1~4-4、4-6、4-7、5-4、5-5、5-6、5-7、5-9			
	119 字上足谷	5-7~5-10、5-12、5-13			
	113 字高地谷	1・2 合併ノ 3~7			
脇本	49 字行啓山	3-136、3-138、~3-145			
牧谷	110 字坂ノ谷	2-6~2-8、3-1、3-2、3-4、2-2~2-5、3-6、4-7、4-8、5-3、5-5~5-8、6-1、4-2~4-10、5-1~5-3、5-4~5-8、6-1、6-2、6-5~6-13、7-2、7-4、9-5~9-15			
	109 字西谷山	3-7~3-12、4-1~4-5、3-3、3-5			
	112 字寺山谷	3-3、2-4、2-5、5、7			
孫谷	56 字東山の五	33、36、1、2-1、2-2、3~5、4、6~11、2-8、31、32-1、3			

				2-2、20、21-1、22-1、22-2、23、24、25-1、26-1、26-2、27、29、30、33、34-1、34-2、35～39、40-1、40-2、41-1、41-2、42、43-1、43-2、44、58、62、63-1、63-2、64、65、66、7-2、11-1、11-2、11-3、8、36、37、11-1、7-2、8-1、8-2、2、26-2、27、28、29、17-2、10-5、10-7、9、10、11-1、13～18、9、13、14-1、15-1、15-2、16、11、12、13、16-1、8、9-1、9-2、10-5、6、11、1
		瀬戸	54 字東山の三	
		大門	152 字立成	
			58 字大平	
		板取	57 字梨ヶ谷	
			85 字足谷洞	
			77 字大張谷洞	
		二ツ屋	115 字芥羽谷	
			114 字瀬谷口	
			116 字二ノ谷中山	
		社谷	48 字尾ヶ谷	
			52 字四郎亀	
		八飯	105 字外部屋	
			104 字長谷ヶ	

		荒井	31 字高平	2、15、4、5、6 2-1、1-1 2 1-1、3	
		湯尾	200 字障子谷	2-2	
			199 字大壁谷	3-2、3-5	
			201 字灰坂谷	3、4、6	
			202 字吉原谷	5、6、3、4	
		宇津尾	66 字小柏谷	1-27、1-28	
			65 字成滝	1-1~1-4、1-	
		大門	48 字奥口高	6~1-14、1-2	
		大桐	101 字轟谷	2、1-23、1-3	
		宇津尾	89 字東目谷	1、1-32、1-3 6、1-16~1-2 5、1-27~1-3 0、1-33、1-3 4、1-39~1-4 6 1-1~1-10、1 -9~1-26、 1-28~1-33、	
			88 字北目谷	34-2~34-10 9-1、7 33、34-1、34-	
		八飯	109 字西目谷	2、35-1、 1-2、1-6、	
		大門	48 字奥口高	9、10、11、1 6、17	
			49 字小屋ケ谷	1~4、5-1、6、 17-1、17-2、1	
		大桐	117 字小坂ケ谷	8、15、9-1、1	
		古木	93 字松ケ端	0、11-1、13~ 16、21-1、22-	
			94 字大平谷	1、23-1、17- 1、17-2 2、4、5、10、1 1、12、13、1	

				5、16、8、9、1 4、16、18	
			98 字戸の東谷	1、5、6、7、8、 9、 4、5、8-2、11、 14、15、16、1 7、10、1、2 1、2-1、2-2、2	
			99 字奥口高	-3、6、9、10、1	
			96 字真又	1、12、13、3、 4、7-1、7-2、 8、 1、2、3-1、3- 2、4、5、6-1、6	
		小倉谷	65 字中ノ佐引	-2、7、8、9-1 ~9-5、10-1 ~10-7、10- 9、10-10、10- 12~10-21	
			66 字大佐引	1、2-4、2-5、2 -21、2-24、2- 25、2-26 2-16~2-19 2-10~2-12、 1-2~1-11、1 -22、1-25~1 -30、1-33~1	
			67 字赤松	-39、1-40、1- 41、1-13、1-1 4、1-22、1-2 4、1-25、	
			68 字多留美	10、11、1 2、 9-1~9-4、10 -1、10-2、 10 1-20~1-23	

				7-2, 11	
				1-1	
				4, 5-1、	
				11	
			69 字足ヶ候	2-1, 3, 4, 7	
				16-1, 16-2, 1	
				7-1, 17-2, 17	
			64 字ズバリ	-3, 18-1、	
	八飯		97 字菖蒲ヶ谷	2-1, 1-3~1-	
			99 字小馬場	6, 5	
			100 字蛇の谷	1-4	
	湯尾		217 字隠畠	1-3, 1-4、	
			219 字五次郎谷	1-43, 1-45, 1	
			218 字長者谷	-46、	
	八飯		63 字脇の谷	1-29	
				1-19, 10-15、	
				10-17	
			64 字桜谷	11-2, 5, 9	
			65 字下目谷	1, 5, 14~1	
	大桐		100 字山の神堂	9, 6, 7, 10~	
			101 字轟谷	16	
				1, 2, 3, 5-1, 5	
			99 字東谷口	-2, 6, 7-1, 7-	
	二ツ屋		106 字二ノ谷中	2, 10, 11-2	
			山	11, 15, 16, 1	
	山中		84 字奥花打西	7, 22, 23, 1	
			側	9, 20, 2528-	
			83 字奥清水谷	2, 29, 30, 13-	
				1, 14-1, 14-2	
				1-10~1-14、	
			84 字奥花打東	1-19, 1-20, 1	
			側	-25	
				2-7~2-16, 2	
				-21~2-32, 2	
	瀬戸		147 字勾当洞	-35~2-50、	
				11-1~11-3、	
				11-5~11-7、	

				4-4~4-9、4-15、4-16、4-18、4-34~4-54、4-56~4-58、4-60~4-69
		大桐	102 字小屋の谷口	4、4-56~4-58、4-60~4-69
		宇津尾	78 字中俣	9、14-3、4-34、4-35、4-36、4-43~4-54
			75 字東平	2-54、2-56、2-58、2-60~2-67、
			77 字真の谷	2-72~2-78、2-81、2-96、2-93、2-94、2-97、2-98、2-100、2-101、2-102~2-12
		宇津尾	74 字木の子谷	4
			77 字真の谷	8-1~8-13、8-26、8-27、8-32、
			78 字中俣	8-34~8-40、8-43~8-46、8-47~8-85、10-1~10-13、
			79 字尻無谷	10-20~10-26、10-28~10-32、2、10-33~10-60、10-61、10-66~10-69、8-1、8-3、

			80 字三ヶ落	8-5,8-6, 8-16~8-35, 8-36~8-42, 8-45~8-59, 8-60, 8-61~8-63,	
			81 字西俣	8-65,8-66, 8-67~8-69, 8-72~8-75, 8-79~8-84, 8-86,8-87, 8,9~13, 14-1,19,20, 36,37, 39~42, 50-1,50-2, 59,60~64 10,11,18,	
		瀬戸	51 字荒坂	19,20, 4, 3-1,6,9 1	
			133 字阿曾谷	13,14~16 1,2,4,7,8,10,	
		菅谷	92 字小岩ヶ谷	13-1, 1,9, 74 字石休場 3-1,3-3, 75 字向山 3-4~3-13 77 字土倉谷 3-16~3-19, 78 字今度ヶ谷 3-22,3-25, 79 字桂ヶ谷 3-26~3-38, 3-39~3-50,	
		河野	98 字ス ^ハ カ ^カ 谷 66 字深山	3-51~3-67, 3-68~3-82, 3-83~3-90, 3-91,3-93, 3-94,3-96, 3-98,3-100,	

				3-101, 7,8~10, 11-1,11-2, 12-1,13-1, 14~17,19 1,2,3,5, 6,8,9 1~29, 1~4,5-1, 6~17, 13,14, 16~26, 65 字谷口 2~7,8-1, 8-2,9,10-1, 66 字登り尾 10-2,11~15, 67 字猿卜方 16-1,16-2, 17, 4-1,4-2, 5-1,5-2, 68 字中谷 6,7-1,7-2, 8-1,8-2, 9-1,9-2, 10-1,10-2 11-1,11-2 69 字桂谷 12-1,12-2, 13-1,13-2, 14, 1-1,1-2, 2-1,2-2, 3,4-1,4-2, 5-1,5-2, 6,7, 1-1,1-3, 2-1,2-2, 70 字仏谷 3-1,3-2, 4-1,4-2, 1-1,1-2, 2-1,2-2,	
--	--	--	--	--	--

			71 字若茄谷	3-1,3-2, 4-1,4-2, 1-1,1-2, 2-1,2-2, 3	
			72 字トゴロ谷	1-1, 1-2~1-30, 1-31,1-33, 1-36~1-38	
			73 字落合平	1-1,1-3, 1-4, 1,2,4,7,8,	
		今泉	41 字盲谷	7-1,8-1 11~15,16-1 17-18-1,19-1	
			43 字板場	2,3,4,5-1, 7-1,7-2, 38,39,	
		大良	43 字赤坂	1-1,1-2, 1, 1, 1-36~1-40,	
			44 字岩石谷	1-42~1-44, 1-45,1-46,	
		大谷	109 字奥山	1-49,	
			117 字清水谷	1-50~1-56,	
			118 字深宮谷	1-58~1-64,	
			119 字蛸谷	1-66~1-8	
			120 字傍示池谷	2, 1-138, 1-1 1-1,1-3, 1-4,1-7, 1-8,6-1, 7-2 1-1~1-4	
			121 字鹿子谷	1-57,1-58,	
			122 字阿寺山	1-64~1-70,	

			赤萩	123 字西大谷越 45 字峠谷 46 字野田ヶ谷 47 字大滝 62 字山鳥	1-76~1-78 1-26,1-28, 1-33,1-34, 1-36~1-38, 1-48~1-70 1-72,1-108 1-2, 1-8~1-16, 1-21~1-27, 1-30~1-35, 1-37, 1-40~1-46, 1-48~1-57, 1-59~1-62, 1-64,1-65, 1-68, 1-70~1-72, 1-74,1-76, 1-78~1-80 2~8,	
土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	概要図参照		380.3		
土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—	—		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—		

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町では、不在村森林所有者の増加および森林所有者の高齢化が進んでいることから、森林組合等による施業または経営の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保および森林の経営規模の拡大に努める。

2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林の施業または経営の受委託等により規模の拡大を図り、計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、基本的に集落を単位として組織化を図るものとする。特にコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県、町の指導や森林組合等の協力を得て設立を進める。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営の受託等を実施し、間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、航空レーザ測量による情報の提供および開示等、ICT 技術を活用した森林境界明確化を推進するなど森林管理の適正化を図る。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者自らが森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林および当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは5ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備するとともに、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林施業の共同実施または施業委託を図っていくこととする。

特に、本町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、下表に掲げる森林施業共同化重点実施地区において、施業実施協定の締結を促進し、高密度作業網の早急かつ計画的な整備、造林、保育および間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会等を利用し、不在村森林所有者については、森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

[森林施業共同化重点実施地区]

単位 (ha)

地区	地区の所在	区域面積	対図番号
榊谷	宇津尾	189	18
広野	広野	57	19
湯尾	湯尾	68	6
今庄	今庄	20	16
堺	今庄・合波・大門	194	17
宅良	杉谷・杣木俣・久喜・長沢・古木・小倉谷・瀬戸	773	12. 13. 14. 15
金粕	金粕	54	10
中小屋・阿久和	中小屋・阿久和	65	11
奥野々	奥野々・鯖波	325	7
脇本	清水・脇本・東谷	113	8

大 道	東大道・西大道	5 1	9
河 野	今泉・河野	3 1 1	1
赤 萩	赤萩	1 4 0	2
大 良	大良	8 0	3
河 内	河内・大谷	8 8	4
菅 谷	菅谷・具谷	2 4 0	5
合 計		2, 7 6 8	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次に掲げる事項に十分留意し適切に行うものとする。

- (1) 森林施業計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同でまたは意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備および保全、木材の生産および流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方は次表に示すとおりとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網 (林道・林業専用道)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m以上	30 ~ 40m
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m以上	23 ~ 34m
	架線系 作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60<50>m以上	16 ~ 26m
	架線系 作業システム	20<15>m以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m以上	5 ~ 15m

注：「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林への誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

作業道等の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる施設である。

さらに、本町のように森林所有者形態が小規模である場合、きめ細やかな森林施業を実施するためにも作業道等の整備は重要であり、既設の林道、作業道等との調整を図りながら、その効果が十分に達せられるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。

路線の選定に当たっては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

また自然環境への配慮として、現地地形に即した線形を採用し切取法面の縮小に努め、間伐材等の利用促進のため木製構造物を積極的に取り入れるなど、環境

に配慮した工法を採用していく。

イ 基幹路網の整備計画

国庫補助事業およびふるさと林道緊急整備事業を活用した林道開設の推進と併せ、間伐、保育等集約的な施業を確保するため、作業道等の開設と改良を推進し、効率的な路網の整備に努める。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	利用区 域面積 (ha)	前半5 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		南越前町	越前南部線	664m	1,444	○		
〃	〃		〃	今庄・池田線	496m —m	497 —	○		
〃	〃		(南条町)	奥野々寺谷線	400m	170			
〃	〃		(南条町)	金粕奥山線	200m	86			
〃	〃		〃	大畑線	300m	60			
〃	〃		〃	大道谷線	300m	75			
〃	〃		〃	中小屋線	300m	217			
〃	〃		(今庄町)	広野～榊谷線	3,450m	344			
〃	〃		〃	宅良～堺線	300m	786			
〃	〃		〃	合波～二ツ屋線	300m	195			
〃	〃		〃	荒谷線	300m	114			
〃	〃		〃	小鶴目線	300m	74			
〃	〃		〃	瀬戸線	300m	114			
〃	〃		〃	久喜大谷線	300m	148			
〃	〃		〃	大門寺谷線	300m	175			
〃	〃		〃	菅谷～湯尾線	300m	198			
〃	林業専用道		〃	菅谷～大谷線	2,040m	145	○		
〃	〃		(河野村)	奥山線	300m	220			
〃	〃		〃	菅谷線	300m	176			
〃	〃		〃	河野線	1,500m	67			
〃	〃		〃	小豆谷線	1,000m	48			
改良	〃		(今庄町)	栃ノ木～山中線	10,000m	519			
〃	〃		〃	塚線	9,600m	180	○		
〃	〃		〃	菅谷～湯尾線	2,500m	198	○		
〃	〃		〃	小倉谷線	3,000m	710			
〃	〃		〃	目舞谷線	2,940m	344	○		
〃	〃		〃	大門線	650m	76	○		
〃	〃		(南条町)	北谷線	2,000m	80	○		
〃	〃		〃	中小屋寺谷線	300m	103			
〃	〃		〃	法建線	400m	39			
〃	〃		〃	清水線	400m	91			
〃	〃		(河野村)	越前西部1号線	200m	653			
〃	〃		〃	今泉線	200m	128			
〃	〃		〃	山王線	200m	126			
〃	〃		〃	荒倉谷線	200m	71			
〃	〃		〃	赤萩谷線	200m	75	○		
〃	〃		〃	阿寺山線	200m	185	○		
〃	〃		〃	野田谷線	1000m	48	○		
舗装	〃		(今庄町)	越前南部線	7,300m	1,444	○		
〃	〃		〃	今庄・池田線	2,600m	497	○		
〃	〃		〃	菅谷～湯尾線	5,000m	198			
〃	〃		(河野村)	赤萩谷線	2,300m	75			
〃	〃		〃	阿寺山線	500m	185			
〃	〃		〃	具谷線	1892m	50			

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

本町の林家の大部分は小規模所有者であり、生産性も低く林業のみで生計を維持することは困難である。さらに採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

このような状況のもと森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業等との複合経営による経営の健全化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減を図ることとする。また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めるとともに作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分に発揮できるよう各種事業の受委託の拡大および労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は、4～12 齢級の間伐の実施が必要な時期となってきている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。

しかし、林家の経営は零細で、かつ林道等の基盤整備が十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の減少および高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、ICT 技術による生産拡大と効率化、労働強度の軽減および生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図るものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状(参考)	将来
伐倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ
集材		林内作業車、小型集材機	タワーヤーダ、スイングヤーダ
造林	地拵え	チェーンソー	チェーンソー
保育等	下刈り	刈払機	刈払機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械化の促進方策は以下のとおりとする。

- ア 森林組合によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- イ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ウ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため各種研修会等への積極的参加等を促進し、林業における安全性の確保および生産コストの低減を推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における木材の流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、間伐を中心に主伐を取り入れた計画的な伐採によりロットの確保を図り、素材生産量の確保に努め、併せて町産材の利用拡大を推進することとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)および(2)のとおり定める。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林および被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータや県の調査等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3により定める。

〔別表3〕

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1~81,87~156,161~ 254,257~262,265~267, 274~279,289~291,299, 300,302,303,313~321, 328~331,338~342,344~ 365,370,371,375,376,383~ 453,456,457,459~480	21,246

(2) 鳥獣害の防止の方法

当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアまたはイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情や森林の被害状況に応じ単独でまたは組み合わせて実施することとする。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置または維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内（ニホンジカ）において、人工植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採および伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査または現地調査等により確認する。（森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定権者が確認する。）

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除および予防の方針および方法等

(1) 森林病虫害等の駆除および予防の方針および方法

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を適確に把握し、被害の終息に向けた適切な措置を講ずることとする。

ア 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続的発揮を図る。

<対策対象松林と防除手法>

	松林区分	防除手法	備考
保全松林	高度公益機能森 林	特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。	アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。
	地区保全森林	高度公益機能森林に準じて防除を実施する。	
周辺松林	被害拡大防止森 林	高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除等の実施および感染源の除去による樹種転換を促進する。	
	地区被害拡大防 止 森 林	地区保全森林への被害拡大を防止するため、被害拡大防止森林に準じて防除を実施する。	

イ ナラ枯れ被害対策

森林病虫害等防除法に基づき、自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとする。

(2) その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に向け、森林所有者へ森林病虫害に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、適確な被害状況の把握に努め、森林病虫害防除の円滑な実行を確保する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、県の定める特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を進めるとともに、ネット柵などによる林地への侵入防止、テープ巻きやネット巻き等による剥皮防止など予防策を講じていくこととする。奥山地帯の一部には、下層植生の衰退が著しい激害地も見られ、そのような場所では雨裂が発生しており、表層土壌の流出や山地災害の誘因となることが懸念されている。鳥獣による森林被害の実態把握に努め、農業分野とも連携しながら総合的な被害対策に努めることとする。

3 林野火災の予防方法

林野火災を防止するため、防火線の設置や初期防火用水の確保を適宜実施するとともに、林野に火入れを行う際には、南越前町火入れに関する条例に基づき、許可を受けるとともに、防火帯の確保等林野火災の発生を防がなければならない。

また、たばこのポイ捨てを撲滅するため灰皿を携帯する等の啓発や、町政広報を通じ林野火災の防止の広報を行い、林野火災の未然防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

森林内における不法投棄や無許可伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風、豪雨による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

森林所有者が森林の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じるものとし、必要な場合には行政と連絡を密にし、対応するものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

〔保健機能森林の区域〕

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
別紙 図面	南-34	139.48	77.12	61.02	0.00	0.00	1.34	
	今-65	61.02	31.04	29.98	0.00	0.00	0.00	
	河-408	56.03	27.31	28.43	0.00	0.00	0.29	
合計		256.53	135.47	119.43	0.00	0.00	1.63	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

自然環境の保全等に配慮しつつ多様な樹種からなり明るい色調に変化を有する森林を維持し、またはその状態に誘導等を行うことを旨として、択伐および長伐期施業を行っていくこととする。

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐による複層林施業とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽または更新作業を行うこととし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	景観の向上に資するよう必要に応じてササの刈り払いを行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内の森林においては、適正な施設の整備を推進するものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

15m

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域とする。)

旧南条町

区域名	大字	林班	面積(ha)
南条 1	6: 上平吹	1	41.09
	7: 嶋	2 3	116.18
	8: 鑄物師	4 5	143.05
	9: 牧谷	6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	849.89
合計			1,150.18
南条 2	10: 上野	20 23	129.28
	11: 堂宮	21	27.18
	12: 金粕	22 24 25	220.04
	16: 阿久和	26 28 31 34 35 36	448.95
17: 中小屋	27 29 30 32 33	272.61	
合計			1,098.06
南条 3	13: 鯖波	52	40.87
	14: 奥野々	38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	733.01
	15: 上別所	37 51	108.80
	1: 東大道	54 55	74.77
	2: 西大道	53 56	54.08
	3: 東谷	57 58	128.64
	4: 脇本	59 60	135.22
5: 清水	61 62	163.57	
合計			1,476.98
旧南条合計			3,725.22

旧今庄町

区域名	大字	林班	面積(ha)
湯尾	1: 湯尾	156 157 158 159 160 161 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385	967.68
	2: 八乙女	63 64	112.28
	3: 燧	154 155	98.52
	4: 社谷	65 66 151 152 153	276.78
合計			1,455.26
宅良 1	5: 久喜	148 149 150	166.27
	6: 長沢	67 68 147	137.24
	7: 馬上免	143 144 145 146	176.43
	8: 古木	69 70 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142	856.08
合計			1,336.02
宅良 2	9: 上温谷	71 72 73	187.17
	10: 小倉谷	74 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 202	866.88
合計			1,054.05
宅良 3	11: 瀬戸	88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109	1,196.69
	12: 杉谷	75 76 77 78 79 80 81 82	408.55
	16: 杣木俣	83 84 85 86 87	298.90
合計			1,904.14
今庄	13: 今庄	162 163 164 165 166 167 168 169 170 371 372 373 374	920.92
合計			920.92
鹿蒜 1	14: 南今庄	331 332 333 369 370	209.06
	15: 新道	334 335 343 344 345 346 347 348 366 367 368	660.07
	18: 二ツ屋	336 337 338 339 340 341 342	399.59
合計			1,268.72
鹿蒜 2	17: 大桐	349 350 351 352 353 354 355 356 361 362 363 364 365	868.79
	19: 山中	357 358 359 360	299.69
合計			1,168.48
堺 1	20: 合波	171 172 330	162.00
	21: 大門	173 174 175 176 177 178 328 329	344.01
合計			506.01
区域名	大字	林班	面積(ha)

堺 2	22：孫谷	303 304 305 323 324 325 326 327	310.39
	23：板取	306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322	743.77
合計			1,054.16
堺 3	24：荒井	179 300 301 302	224.28
	25：八飯	180 181 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299	893.66
合計			1,117.94
堺東 1	26：宇津尾①	182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200	835.15
	26：宇津尾②	201 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214	584.26
合計			1,419.41
堺東 2	26：宇津尾③	271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285	935.9
合計			935.9
堺東 3	27：橋立	215 216 217 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260261 262 263 264 265 266 267 268 269 270	1,089.00
合計			1,089.00
堺東 4	28：広野	218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250	1,310.05
合計			1,310.05
旧今庄合計			16,540.06

旧河野村

区域名	大字	林班	面積(ha)
糠甲	3：糠	386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398	478.14
	5：甲楽城	399 400 401 402	203.94
合計			682.08
河今	6：今泉	403 404 405 406 407 408 409	307.97
	7：河野	410 411 412 413 414 415 416 417	557.43
合計			854.40
桜橋 1	8：赤萩	424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434	459.33
	9：具谷	435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446	607.25
合計			1,066.58
桜橋 2	10：河内	447 448	59.36
	12：大良	418 419 420 421 422 423	249.24
合計			308.60
桜橋 3	11：菅谷	469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480	630.70
	13：大谷	449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468	1,109.99
合計			1,740.69
旧河野合計			4,663.35
管内総合計			24,928.63

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
およびIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第1の鳥獣害の防止に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、集落センター等で行なわれるまちづくり参加型プログラムの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

下流の住民団体などへの分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらう様に積極的に働きかけることとする。

また、他の都市住民を中心に、森林づくりへの直接参加しようとする気運が近年高まっているため、森林所有者等に対する説明を十分に行った上で、森林づくりに直接参加することができる地区として各種団体等に対する斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

(3) その他

該当なし

6 針広混交林化に関する事項

(1) 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

(2) 針広混交林化の方法

針広混交林化に当たっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生するおそれがある箇所については、帯状（横列）、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入に当たっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

ア 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

イ 更新補助作業

必要に応じ造林技術基準で定める地表処理を行うこと。

ウ 更新完了基準

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って、施業を実施することとする。

(2) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 町行造林の整備

本町の町有地は、森林経営計画に基づき間伐等を実施していく。

(4) 森林の土地売買の監視に関する事項

ア 森林売買の監視に係る基本的事項

適切な管理を行わない者が森林を所有した場合、無断伐採や産業廃棄物の不法投棄、地下水等の過剰取水等の諸問題が発生する恐れがある。

このため、特に生活用水等を供給するダム上流等重要な水源地については、森林の巡視を強化することに加え、森林売買に係る情報を注視するなど監視の強化に努めるものとする。

イ 監視の強化を図るべき区域

○生活用水を供給するダム上流等重要な水源地

・榎谷ダム

・広野ダム

○水源かん養保安林